

多量排出事業者処理計画策定について

福岡市環境局産業廃棄物指導課

1 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第12条第7項及び第12条の2第8項の規定に基づき、多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、市長に対し、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理計画（以下「処理計画」という。）を提出する義務があります。

なお、報告期限は当該年度の6月30日です。

2 多量排出事業者とは

多量排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」という。）第6条の3及び政令第6条の7で定められており、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場及び前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者をいいます。この場合の発生量とは、不要物として事業所内で生じた産業廃棄物量及び有価物量（他者に有償で売却した量）の合計とし、污泥の脱水施設や焼却施設等により事業所内で産業廃棄物の処理を行っている場合は処理前の量とします。

なお、建設業においては、本店、支店及び営業所等事業を総括する事務所単位に提出することとし、福岡県域（北九州市、福岡市及び大牟田市の区域を除いた地域、以下同じ。）北九州市、福岡市及び大牟田市ごとに発生量を集計し、それぞれの地域で多量排出事業者となる場合はそれぞれの地域で計画を提出してください。

また、事業場全体では該当するがそれぞれの地域毎には該当しない場合は、事務所が所在する地域に計画を提出してください。

・福岡市に本社等がある建設業者の処理計画の提出先

例 1

| 総廃棄物発生量 | 6,100t | 提出 |
|---------|--------|----|
| 福岡県域 | 1,500t | |
| 北九州市域 | 1,200t | |
| 福岡市域 | 1,200t | |
| 大牟田市域 | 1,100t | |
| 福岡県外域 | 1,100t | |

例 2

| 総廃棄物発生量 | 4,100t | 提出 |
|---------|--------|----|
| 福岡県域 | 1,500t | |
| 北九州市域 | 200t | × |
| 福岡市域 | 1,200t | |
| 大牟田市域 | 100t | × |
| 福岡県外域 | 1,100t | |

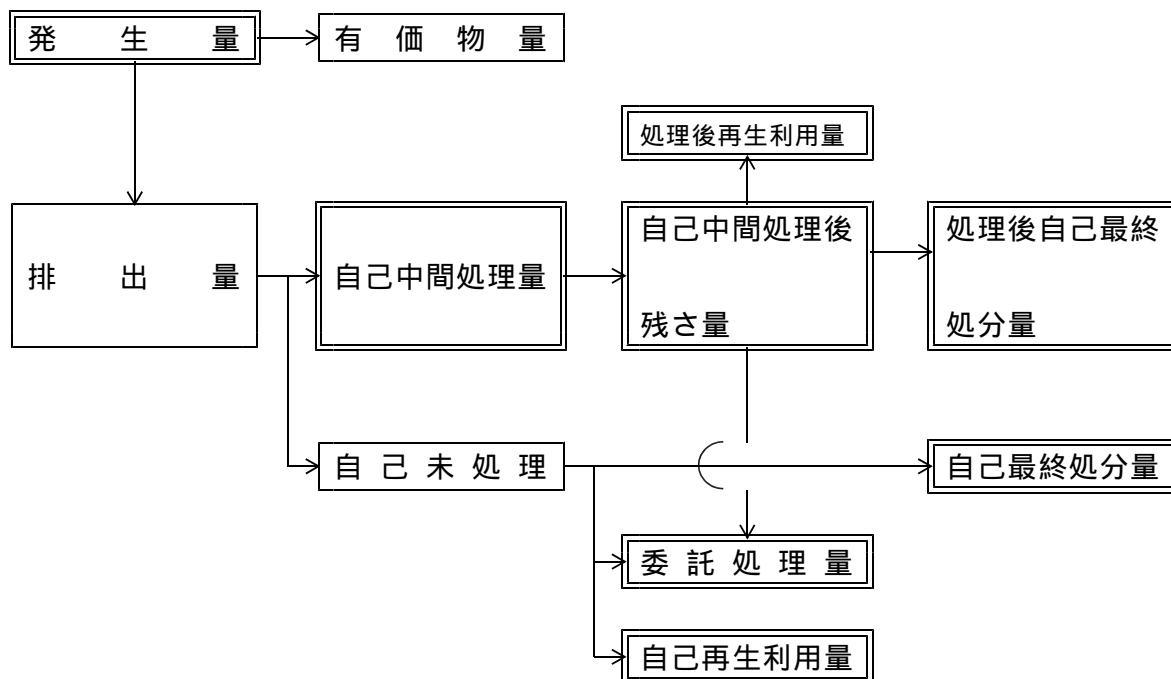
例 3

| 総廃棄物発生量 | 1,200t | 提出 |
|---------|--------|----|
| 福岡県域 | 600t | × |
| 北九州市域 | 200t | × |
| 福岡市域 | 200t | |
| 大牟田市域 | 100t | × |
| 福岡県外域 | 100t | |

例 4

| 総廃棄物発生量 | 900t | 提出 |
|---------|------|----|
| 福岡県域 | 300t | × |
| 北九州市域 | 200t | × |
| 福岡市域 | 200t | × |
| 大牟田市域 | 100t | × |
| 福岡県外域 | 100t | |

3 発生量及び処理状況のフローに関する用語の定義



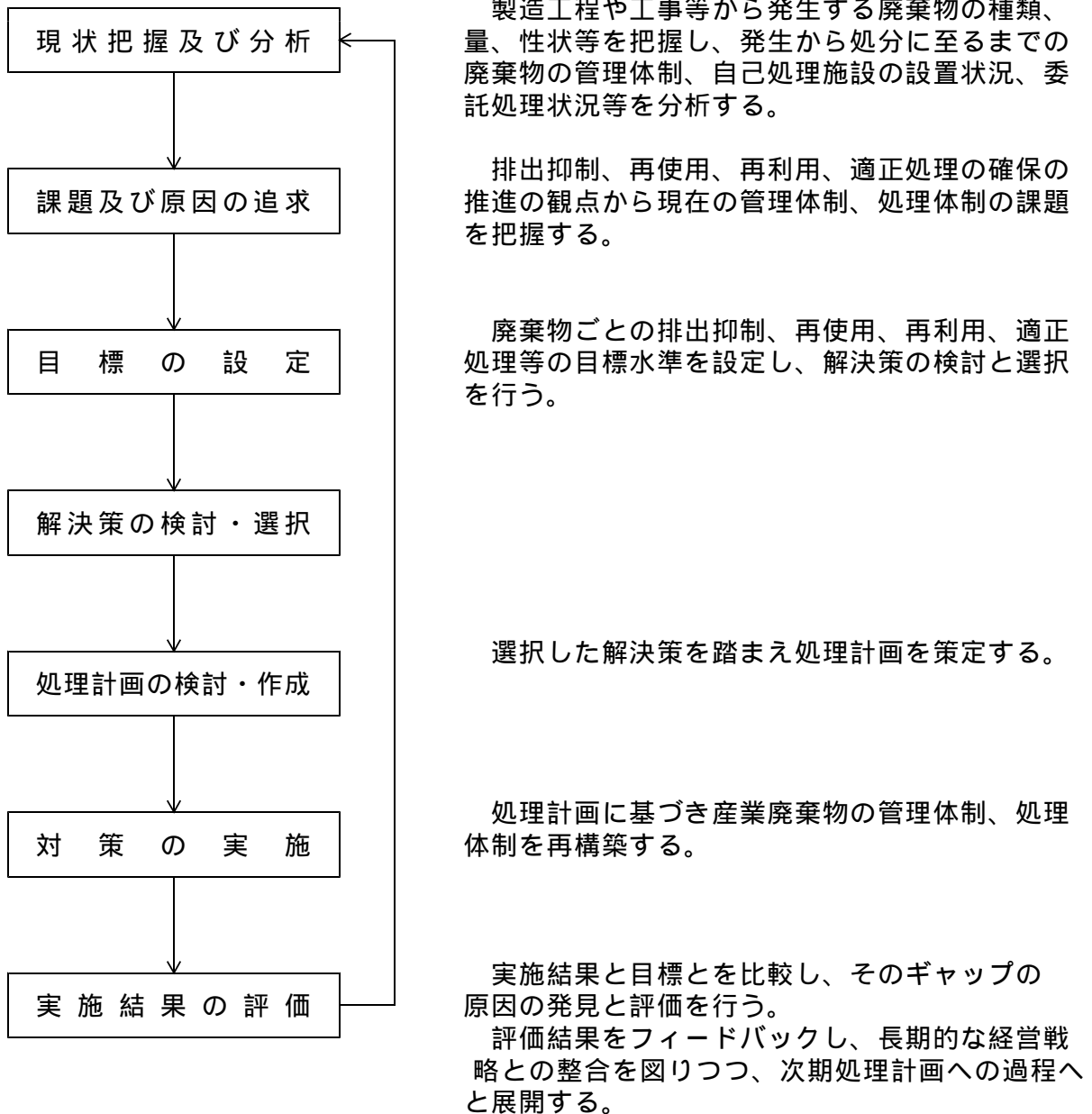
- 当該事業場内で生じた産業廃棄物量及び有価物量
- 発生量のうち、他者に有償で売却する量
- 発生量のうち、有価物量を除いた量
- 事業者自身が自ら再生利用する量
- 事業者自身による中間処理量
- 事業者が最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量
- 事業者自身による中間処理後の残さ量
 - のうち、事業者が自ら利用し又は他人に売却できるようになった量
 - のうち、自ら最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量
- 事業者が未処理のまま、処理業者に処理を委託する量と事業者自身による中間処理後、他人に委託して処理する量を加えた量

4 処理計画の策定

処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第8条の4の5の規定に基づき作成することとし、基本計画と実施計画から構成されます。

(1) 策定の手順

処理計画は次のような手順で策定し、実施してください。



廃棄物の種類については、廃棄物処理法上の分類が基本となる。

廃棄物の量については、重要な排出工程（工事）では、計量器等を利用した計量、その他では、保管や委託時の容器での計量等が考えられる。

(2) 基本計画

基本計画は、廃棄物処理法施行規則第8条の4の5第1号及び第2号の規定に基づき作成することとし、計画期間は原則5年間としますが、理由に妥当性がある場合は、適宜、定めることができます。

基本計画は、要領様式第1号「多量排出事業者産業廃棄物処理計画書」とともに次の から に示す事項に関する書類を添えて提出してください。

なお、作成にあたっては、平成10年7月に国が作成した多量排出事業者の産業廃棄物処理計画例（別添）を参考にしてください。

事業の概要

排出事業者の廃棄物の発生状況を確認するため次の事項について記載してください。

なお、提出された処理計画については公表することを前提にしていることから、製造技術に関わる内容や公表によって著しく事業者の不利益を与える内容については、別途相談してください。

- ・ 製造概要
- ・ 産業廃棄物発生フローシート（排水処理施設、試験室等を含む）
- ・ 事業展望
- ・ 生産等の設備の状況

産業廃棄物の処理に係る管理体制

産業廃棄物管理体制の整備においては、事業者の業種、経営規模、組織、施設の有無等さまざまな要因が関係します。このため、各事業者自身が産業廃棄物の処分に至るまでの管理を最も効果的に行うことができるよう管理体制を整備し、各責任者に職務分担を行ってください。

管理体制に関して次の事項について記載してください。

- ・ 管理組織
統括責任者、廃棄物担当、組織図、組織の役割
- ・ 管理方針

産業廃棄物処理の現状

産業廃棄物処理の現状を把握するために、次の事項について記載してください。

- ・ 産業廃棄物処理の現状
産業廃棄物の種類別排出・処理状況、処理フローシート、廃棄物処理施設の設置状況、産業廃棄物の種類別性状の説明
- ・ 産業廃棄物処理の課題
排出抑制、分別、再生利用、処理に関する内容

産業廃棄物減量化及び適正処理の計画

計画期間の最終年度における産業廃棄物の排出抑制、分別、再生利用、処理等についての目標を設定してください。設定に際しては、実施結果と目標との比較ができるように可能な限り数値であらわしましょう。

また、目標達成に向けた具体的な対策を検討してください。

産業廃棄物の減量化及び適正処理の計画に関して次の事項について記載してください。

- ・ 計画の目標
- ・ 目標達成に向けた具体的な対策
排出抑制、分別、再生利用、処理に関する内容

(参 考)

排出抑制

製造業における対策の取組み例としては、製品の成分の変更、製造工程の変更、使用する材料の変更、装置や配管の変更、作業場内のレイアウトの変更、操作条件の変更等が考えられる。

また、建設業における対策の取組み例としては、資材や器具の搬入時の梱包の簡易包装化、無梱包化、プラスターボード等の実寸発注による端材の発生を抑制、現場で切断や組立てを行っていた壁等のユニット化、工場加工化、工法の改善等が考えられる。

分 別

対策の取組み例としては、分別する目的、処理方法等を明確にしたうえで、分別ボックスや分別ヤード等を設置し、分別の徹底を図ることや従業員、作業員の意識改革、高揚を図ることが考えられる。

再生利用

対策の具体例として、主に製造業では、汚泥（無害なもの）の製品化（土壌改良材、肥料、瓦、れんが）を図ること、廃油や溶剤の回収や再利用を図ること、動植物性残さを乾燥・脱水等により、飼料化・肥料化を図ること、廃プラスチックの単純再生（単一・良質なもの）、複合再生（杭、疑木等へ再生）、固形燃料化、熱分解による再生油回収等を図ること等が考えられる。

また、主に建設業では、型枠を再利用可能なものへと切り換えやコンクリートがらについて中間処理施設や現場において破砕し、再生砕石、再生砂等としての利用を図ること、アスファルト廃材について中間処理施設において破砕し、再生砕石、再生合材等としての利用を図ること、金属くずを種類毎に分別し、資源回収業者等に売却を図ること、木くずを分別し、中間処理施設においてチップ化し、ボード原料や燃料への転換を図ること、可燃性廃棄物の固形燃料化、熱エネルギーの回収等を図ること等が考えられる。

処 理

対策の取組み例としては、汚泥の脱水効率の向上や破砕、圧縮、溶融等の推進を図ること等が考えられる。

その他関連推進事項

(3) 実施計画

実施計画とは提出年度における目標を作成するもので、廃棄物処理法施行規則第8条の4の5で定める様式第2号の2「産業廃棄物処理計画書」により添付してください。

なお、前年度の産業廃棄物発生量及び本年度の目標については、様式裏面の備考欄にあるように産業廃棄物の種類毎に記載する必要があります。種類が複数あるために枠内に記入できない場合には、「別紙のとおり」と記載し、別途表を作成するなど工夫してください。

5 実施状況報告

実施状況報告は、処理計画（実施計画）を作成した翌年度の6月30日までに、廃棄物処理法施行規則第8条の4の6に基づく様式第2号の3「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」により行ってください。

6 提出方法

「多量排出事業者産業廃棄物処理計画書（別添：産業廃棄物処理計画書）」と「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」それぞれ2部（正本・副本）を、6月30日までに市長あて提出してください。

副本については、提出控えとして審査終了後に事業者へ返還します。

7 特別管理産業廃棄物事業者に係る処理計画等

多量に特別管理産業廃棄物を生じる事業者における処理計画は、廃棄物処理法施行規則第8条の17の2に基づき作成し、このうち、基本計画については要領様式第2号で、実施計画については様式第2号の4「特別管理産業廃棄物処理計画書」を添付のうえ提出してください。

なお、計画策定に当たっては、多量に産業廃棄物を生じる事業者の処理計画策定方法に準じて策定してください。

また、実施状況報告は廃棄物処理法施行規則第8条の17の3に基づく様式第2号の5「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」により行ってください。

提出方法も、多量に産業廃棄物を生じる事業者の処理計画に準じます。

8 計画及び実施の状況の公表

廃棄物処理法施行規則第8条の4の7、第8条の17の4の規定により提出された計画及び実施の状況の報告については、1年間公衆の縦覧に供することにより公表されます。

縦覧場所は福岡市環境局ごみ対策部産業廃棄物指導課とします。

9 お問い合わせ

福岡市環境局ごみ対策部産業廃棄物指導課 ☎（092）711-4303